

指定生乳生産者団体制度の存続と機能強化を求める意見書

指定生乳生産者団体（以下「指定団体」という。）制度は、地域で生産された生乳の一元集荷や複数の乳業者に対する多元販売により生産者の価格交渉力を高め、集送乳の合理化、適正な価格形成や需給調整を行うことを通じて、酪農経営の安定や国内生乳生産の確保及び牛乳・乳製品の安定供給を支えている。

このような状況の中、政府の規制改革会議は、本年5月19日、この秋までに「指定団体制度の是非や現行の補給金の交付対象の在り方を含めた抜本的改革について検討し、結論を得る。」とした。

生乳は腐敗しやすく、日々や季節によって供給・需要ともに変動するなどの特性があり、今後とも指定団体の果たしている重要な役割である乳業メーカーとの交渉、条件不利地域を含む集乳の引受けや集送乳の効率化、さらには、価格の高い飲用乳と低い加工原料乳の調整などの機能を引続き堅持することが必要である。

また、現行の指定団体制度を廃止することは、消費地から遠い離島や中山間地域等の条件不利地域で経営を行っている酪農家にとって、生乳の輸送コストの増大や再生産のための適正な取引価格の形成が困難になるなど、大きな影響が生じることが危惧される。

よって、国においては、生乳生産の基盤の強化や収益力の向上による持続可能な酪農経営を実現するため、酪農家が安心して経営を継続し、安全・安心な牛乳・乳製品を安定供給できるよう、現行の指定団体制度の存続と更なる機能強化を図ることを強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成28年10月13日

衆 議 院 議 長
参 議 院 議 長
内 閣 総 理 大 臣 あ て
農 林 水 産 大 臣
内閣府特命担当大臣（規制改革）

福島県議会議長 杉 山 純 一